

老人保健の高額医療費支給制度

老人保健でお医者さんにかかる方は、医療費の負担が重くなりすぎないように、外来・入院とも1カ月に支払う自己負担額には上限が設けられています。

1カ月に支払った窓口負担が下記の自己負担限度額（入院時の食事代や、保険のきかない差額ベッド料などは含みません）を超えたときは、申請により認められると払い戻しが受けられます。

【自己負担上限額】

所得区分	負担割合	外来だけの場合 (個人ごと)	外来+入院の場合 (世帯ごと)
一定以上所得者	2割	40,200円	72,300円+(かかった医療費-361,500円)×0.01 ※【年4回以上高額医療費の支給を受けた場合、 4回目以降は40,200円になります】
一般	1割	12,000円	40,200円
住民税非課税 世帯の方	低所得Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得Ⅰ		15,000円

※所得区分につきましては、下記【問合せ先】までご連絡ください。

高額医療費支給対象者の方に対しては、払い戻しのご案内通知を郵送いたします。その内容をよくお読みの上、ご申請ください。また、一度振込先を指定すると、翌月以降、高額医療費に該当した場合には再び申請をしなくても、指定された口座に自動的に振り込まれます。なお、事務手続きの関係上、診療を受けた月から実際の支給までには3カ月ほどかかりますので、あらかじめご了承ください。

通知を受けていて、まだ申請されていない場合は、その診療月までさかのぼって申請できます。

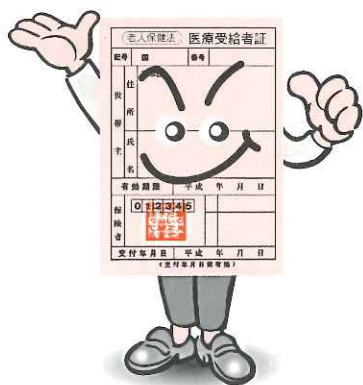
〔注意〕通知を受けてから2年を経過しますと時効となり、支給を受けられなくなります。

〈払い戻しの申請手続きに必要なもの〉

- ◎ 健康手帳、老人保健の医療受給者証
 - ◎ 保険証
 - ◎ 預金通帳など振込先が分かるもの
 - ◎ 印鑑
 - ◎ 郵送されてきた高額医療費支給のお知らせおよび高額医療費支給申請書
- ※ 本人による申請が原則ですが、ご家族など代理人による申請もできます。

【問合せ先】

宇城市役所	市民課	老人保健係	☎ 32-1111
宇城市三角支所	市民課	国保年金係	☎ 52-1111
宇城市不知火支所	市民課	国保年金係	☎ 33-1111
宇城市小川支所	市民課	国保年金係	☎ 43-1111
宇城市豊野支所	市民課	国保年金係	☎ 45-2111



MRI 脳検診

7千人を超えました
ひとまず11月30日で
締め切ります

宇城市では市民の皆さんの健康づくりを最重要施策の一つとして、全市を挙げて取り組み、「健康で活力ある宇城市」の実現を目指すこととしています。

その一環として、60歳以上のの方に、MRI脳検診の機会を無料で提供し、一人ひとりの健康向上に役立てていただくことと案内したところですが、

しかしながら、全国でも例のない「無料のMRI脳検診」ということで申し込みが殺到し、10月末までに7千人以上の申し込みがありました。

各健診機関の処理能力が本年度2千600人ですので、これ以上申し込みをいただいても、相当な期間お待ち

いただくことになり、逆に迷惑をお掛けすることになりかねません。

混乱を防ぎ効率的に事業を続けていくため、今回の募集を11月30日をもってひとまず終了させていただきます。

次回以降の実施計画等は、再度お知らせしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

今回は、
基本健診受診者から

市の貴重な財源を投入してこの事業を実施する以上は、結果を一つの材料に皆さんの健康状態を総合的に診断していただきたいと思っています。

したがって今回のMRI



脳検診は、本年度の「宇城市の基本健診」を受診された方から受けていただき、基本健診の結果と併せて今後の健康づくりに役立てていただくことにいたしました。

申し込みされた方全員に受診していただくために全力を挙げて調整中ですので、ご了承くださいますようお願いいたします。

問合せ先 健康づくり推進課
☎ 32-1111

12月は、給与等に係る源泉所得税の年末調整の月です。毎月の給与等から源泉徴収された所得税の1年間の合計額と、その年の給与総額に対する年税額とは一致しないのが普通です。

このため、源泉徴収税額の過不足分を精算する必要があります。この手続を「年末調整」と呼んでいます。

大部分の給与所得者は、年末調整により、その年の納税を完了することになりますので、年末調整が正しく行われるためには、勤務先に扶養親族や保険料などの申告を正しく行うことが大切です。

平成17年分の年末調整における注意点として、

① 老年者控除が廃止されました。

② 国民年金保険料等の控除を受ける場合の、その保険料等の支払いをした旨を証する書類の添付または提示が必要となりました。

なお、配偶者特別控除のうち、配偶者控除と重複する部分については、平成16年から適用がありませんので、ご注意ください。

また、平成18年1月から、定率減税の引き下げにより「源泉徴収税額表」が変わります。

詳しくは、最寄りの税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。

問合せ先 宇土税務署
☎ 22-0410
税務相談室
☎ 096-355-0014

給与所得者にお知らせします